

## 新型コロナウイルス感染症を理由とする 施設利用キャンセル料の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を理由とする、施設利用の中止・延期について、規定に基づくキャンセル料は徴収しません。（官公庁を除く全利用者）

※官公庁が利用者の場合は、原則キャンセル料を徴収します。

■対象期間 令和2年2月28日～令和2年3月31日

大田市民会館